

用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年2月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
植木都市計画用途地域
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年2月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
植木都市計画地区計画 一木山ノ本地区地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

登載依頼

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会公告第1号

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成15年2月5日

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会

会長 松 村

昭

- 1 開催日時
平成15年2月20日（木）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館8階 803会議室
- 3 議題
 - 1 平成14年度松くい虫被害対策の実施結果について
 - 2 平成15年度松くい虫被害対策の実施計画（案）について
 - 3 その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続き
 - 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - 2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会事務局（熊本県林務水産部森林整備課）
（096-383-1111 内線5619）

熊本県都市計画審議会公告第2号

第116回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成15年2月5日

熊本県都市計画審議会

会長 渡 辺 千 賀 恵

- 1 開催日時
平成15年2月13日（木曜日）
午後1時30分から
- 2 熊本県熊本市東町四丁目10番1号
グラウンド肥後
- 3 議題
 - 1 熊本都市計画区域区分の変更
 - 2 熊本都市計画臨港地区の決定（熊本港臨港地区）
 - 3 八代都市計画臨港地区の変更（八代港臨港地区）
 - 4 宇土都市計画下水道の変更（富合公共下水道）
 - 5 松橋不知火都市計画下水道の変更（松橋不知火公共下水道）

- 6 熊本都市計画都市高速鉄道の変更（九州旅客鉄道鹿児島本線）
 - 7 熊本都市計画道路の変更（花園インター（自専道）線外5路線）
 - 8 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置
 - 9 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業の事業計画に対する意見書
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
- 1 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合してください。
 - 2 受付時間は、審議会開会の1時間前から10分前までとします。
 - 3 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定いたします。
 - 4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができます。
- 6 非公開の審議案件
3の議題中8及び9の議案については、非公開の審議であり傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）
（電話 096-383-1111 内線 6178）

